

第 26 回議会報告会及びアンケートでの質問に対する回答

Q. 国民健康保険について。平成 30 年度から県が中心の扱いとなった。2 年ごとの見直しと聞いているが、条例によるものか。北本市は 40 市の中では低い方だったが、法定外繰入金がゼロになった。法定外繰入金がない市も数少ない。国と県から激変緩和額が入っているが、40 市の中で 2 番目を引き離してトップ。激変緩和は 5 年くらいでなくなるが、その時に保険料はどうなるかということを検討されているか。

A. 執行部に確認したところ、国民健康保険税の 2 年ごとの見直しは条例の定めによるものではありません。県から示される標準保険税率を参考に毎年税率の改正が必要と考えますが、それは現実的ではありません。毎年の改正は市民に混乱を招きます。また、新税率の適用後の決算状況を確認し、毎年国や県から示される国保事業費納付金額や激変緩和措置額を確認し、必要保険税率を検討するには、少なくとも 2 年ごとの見直しをするのが適当と考えます。法定外繰入金については、国民健康保険財政を支える上でやむを得ないものではありませんが、国保の被保険者以外の方の税も充当していることから好ましいものではありません。また、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなるので、市全体の財政状況を勘案しながら、政策的に決定する必要があると考えられており、本市では平成 30 年度より繰入金を解消しました。今後においても、激変緩和措置が令和 5 年度で終了することや、賦課方式の変更(現在の 4 方式から 2 方式に)という課題もあることから、被保険者の方に急激に負担を強いることの無いように適正な保険税率について検討していくとのことです。議会としても、予算決算の内容をよくチェックし、国民健康保険制度が適正に運営される様、継続して監視していきます。

Q. 児童館の学童保育室を廃止し、新たに 2 事業を開始することについて、児童館の学童保育の利用者がいなくなったのか。また、新たに始める 2 事業については、ニーズがあって始めるものか。

A. 執行部に確認したところ、児童館学童保育室の在籍数は、事業開始当初の平成 26 年度は 15 人ほどいましたが、現在は 0 人です。児童館は、複合施設として、学童保育室利用者の選択肢を増やせるようにとこの事業をスタートさせました。しかし、学校に隣接された学童保育室の方が、友達との繋がりや保護者の送迎のしやすさなどの利便性等の点で支持されたようです。評価委員会からも、費用対効果を考え検討するよう指摘を受けていました。新たな事業としては、『ファミリーサポート事業』

『利用者支援事業』を展開し、子育て支援の強化を図るとのことです。こちらの事業は、第二期北本市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度からの５年間）によるものです。計画の策定には、地域の関係団体や公募の市民より意見審議をいただき、就学前の子どもや小学生の保護者を対象にアンケート等を実施するなど、子ども・子育てに関する実態やニーズの把握に取り組み策定しているとのこと。議会としても新規事業について、今後も継続して事業をチェックしていきます。

Q. 市内でPCR検査を実施する医療機関があることを初めて知った。その医療機関も知らされていない。PCRをすることになった経緯は。また、だれがここで検査を受けられるのか。今は都内などでも気になれば受診できる医療機関が増えている。熱があって心配で医療機関を受診しても、サポートセンターの電話番号しか教えてもらえず困っている人もいるが、そういう人も利用できるのか。市民だけを対象にしているのか、他市から来た人も受けられるのか。

A. 執行部に確認したところ、PCR検査体制については、埼玉県及び保健所を設置している政令指定都市（さいたま市）、中核市（川越市、川口市、越谷市）が、各医療機関との調整を行い実施しているところです。PCR検査の実施場所については、国などの通知では「混乱をきたすことがないように留意することとし、一般への公表は原則行われたい」とされています。埼玉県でも同様に公表していません。そのため、本市においても個々の医療機関の情報は入っていない状況です。また、PCR検査を含む感染症検査の実施については、県によれば、帰国者・接触者相談センター（保健所）又はかかりつけ医の判断でPCR検査を受けること、とされています。最近では北足立郡市医師会がPCRセンターを稼働させていて、地域の医療機関からの紹介で検査を実施する例が増えています。市としては、効果的な周知方法を早急に検討し、今後も市民への周知に努めていくとのこと。

Q. 北本は地価が安くサ高住や介護施設が多いがそのほとんどが何らかの法令違反をしている。完全無欠でやっている介護保険事業者は稀有だと思う。中には虐待行為や刑法違反をやっているところがあり、私も被害者だった。虐待に対し北本市高齢介護課に報告したが一切動かない。あなたが勝手に起こした民事トラブルには介入できないと言っていた。事業者は私に対しスラップ訴訟を起こしたが、和解協議に入り事業者は全部認めて謝罪した。市は、私と事業者との話し合いの場への立ち合いも拒否。行政指導も一切行わず。高齢介護課は高齢者、障がい者を擁護する立場であったのに、なぜ一切動かなかったのか、それを明確にしてい

ただきたい。二度、三度公開質問状を送付しているが一切無視されている。議会としても、市長・担当部局の責任を問うていただきたい。

A. 執行部に確認したところ、市へ2、3度公開質問状が送付されている事案があるとのことでした。内容は、質問者の方が入居していた施設で、他の入居者の方が体調不良にも関わらず、むりやりデイサービスに連れていかれた、身体的虐待が疑われるというものでした。市は、関係各所に事実確認をしましたが、虐待の事実は確認できなかったとのことでした。しかしながら、平成28年10月21日に立ち入り検査を実施した結果、いくつかの指摘事項等が散見された施設であることから、その後の改善状況の確認をするなど県との連携に努めていくとのことでした。議会としては、調査に限界がありますが、今後は老人施設の運営について関心をもって注視していきます。

Q. 公共施設総合管理計画－適正配置計画について議会とのかかわりはどうなりますか。

A. 公共施設適正配置計画は、市民ワークショップやパブリック・コメント等の手続きを経て定められたものです。議会が議決すべき事件として定めていないため、議会としても市長から計画を定めた旨の報告を受けたところです。今後、議会としては、北本市第5次総合振興計画・後期基本計画の策定や個別の施設に係る予算及び条例の議案の審議・審査を通じて関与してまいります。

Q. 書画カメラ・モニター（スクリーン）の事業内容の効果をどうするのですか？
H31年度決算（行政報告書）についてどう掲載されるのでしょうか。

A. 行政報告書には次のとおり記載します。

「映像システム（プロジェクター・スクリーン・液晶ディスプレイ、書画カメラ、プレゼンツール機器等）を導入して傍聴人に分かりやすい説明を行った。映像システム使用件数 22件」